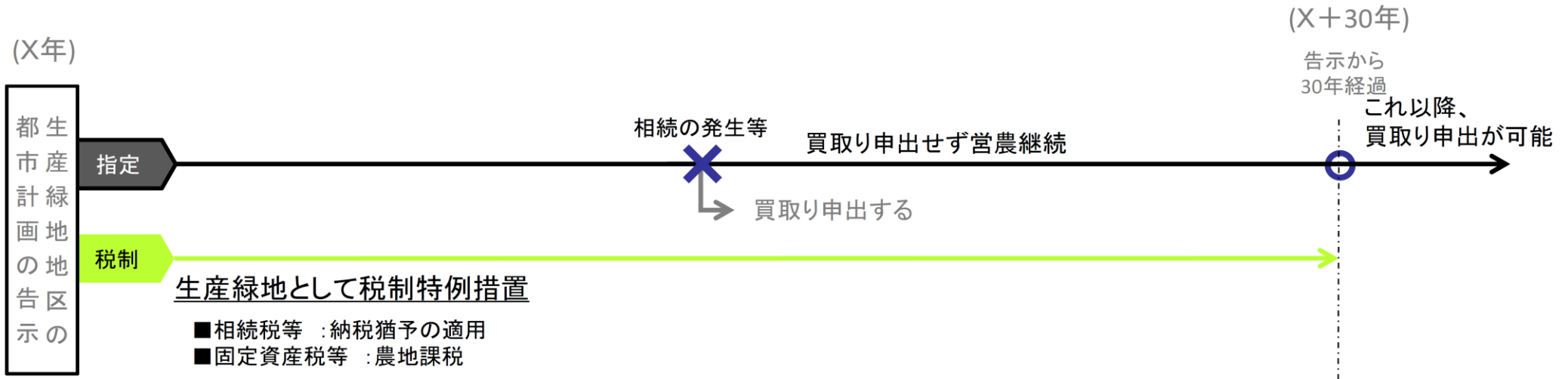


生産緑地地区指定後のイメージ

生産緑地地区の指定から30年の間に、主たる従事者の死亡・身体故障が生じた場合には、生産緑地の所有者は市町村に対して買取り申出することが可能。

→後継者は営農を継続するか否かを判断することが可能

指定から30年の間に相続が生じても営農を継続する場合



指定から30年の間に相続が生じ、買取り申出する場合

